

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 高崎市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市空き家管理助成金	空き家が管理されないまま放置され、周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽空き家に至らないよう、敷地や建物内部の管理を委託した場合など、費用の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○空き家の建物内管理の場合は、建物所有者及びその法定相続人(個人) ○空き家の敷地管理の場合は、敷地(土地)所有者及びその法定相続人(個人) 対象空き家 ○市内に存し、住居として建築した建物で、1年以上居住その他の使用されていないことが常態である空き家で、次のいずれかに該当するもの ・一戸建て住宅の空き家及びその敷地(集合住宅等を除く) ・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること)及びその敷地	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(上限額20万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年2月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18175.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した空き家を解体する場合に、解体費用の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○空き家の所有者(個人)またはその法定相続人(個人) 対象空き家 ○市内に存し、住居として建築した建築物で、生活の拠点として居住していた経緯と、10年以上無人かつ使用されていないことを確認でき、周囲への危険や悪影響がある、または、その恐れがある空き家等で、次のいずれかに該当するもの ・一戸建て住宅の空き家(集合住宅等を除く) ・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること) ○空き家等に抵当権等が設定されていないこと(設定されている場合は、抵当権等を抹消するか、債権者の承諾書が必要)	助成対象経費に5分の4を乗じて得た額(上限額100万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年2月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18176.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市空き家解体跡地管理助成金	「高崎市空き家解体助成金」を利用して空き家を解体した跡地が管理されないまま放置され、周囲に迷惑を及ぼす恐れのある跡地に至らないよう、敷地の管理を委託した場合など、費用の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○空き家解体跡地(土地)所有者及びその法定相続人(個人)	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(上限額20万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年2月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18283.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市地域サロン改修助成金	空き家を、自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場として気軽に利用できるサロンの運営を目的として改修する場合に、改修費用の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○地域サロンの運営団体及び個人 ○空き家の所有者(地域サロンの運営団体へ貸し出すことが前提) 対象空き家 ○市内にある建築物で、1年以上住居その他の使用がなされていないことが常態であるもので、次のいずれかに該当するもの(原則、店舗が主体のビルやマンション等の空き室は対象になりません) ・一戸建て住宅の空き家(集合住宅等を除く) ・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること)	助成対象経費に3分の2を乗じて得た額(上限額500万円)		—	令和6年4月1日から令和7年2月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18178.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市地域サロン家賃助成金	空き家を、自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場として気軽に利用できるサロンの運営を目的としてサロンの運営団体が借りる場合、その家賃の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○地域サロンの運営団体等 対象空き家 ○市内にある建築物で、1年以上住居その他の使用がなされていないことが常態であるもので、次のいずれかに該当するもの(原則、店舗が主体のビルやマンション等の空き室は対象になりません) ・一戸建て住宅の空き家(集合住宅等を除く) ・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること)	月額家賃額に5分の4を乗じて得た額(上限月額5万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年3月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18179.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市空き家活用促進改修助成金	空き家を居住目的で購入して改修する場合、または居住目的で賃貸して改修する場合、改修費用の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○居住目的で空き家を売買により取得する予定の人(個人)及び1年以内に売買により取得した人(個人) 対象空き家 ○市内に存し、住居として建築した建築物で、生活の拠点として居住していた経緯と、10年以上住居その他の使用がなされていないことを確認でき、次のいずれかに該当するもの ・一戸建て住宅の空き家(集合住宅等を除く) ・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること)	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(上限額250万円。ただし、対象となる空き家が倉洲地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年2月末までに完了報告書が提出できる者		建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18180.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市定住促進空き家活用家賃助成金	人口が減少している倉洲、榛名、吉井地域に立地する空き家を居住目的で借りる場合、その家賃の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○空き家を借りる人(入居予定者) 対象空き家 ○倉洲地域、榛名地域、吉井地域に存し、住居として建築した建築物で、1年以上住居その他の使用がなされていないことを確認でき、次のいずれかに該当するもの ・一戸建て住宅の空き家(集合住宅等を除く) ・併用住宅空き家(店舗等が廃業されていること)	月額家賃額に2分の1を乗じて得た額(上限月額2万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年3月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18181.pdf	
空き家に関する助成制度	融資・ 利子補給 助成	高崎市空き家事務所・店舗改修助成金	空き家を事務所や店舗として活用する目的で改修する場合、改修費用の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 ○事務所・店舗等の運営を予定している団体及び個人(市内に住民登録がある個人や完了実績報告までに市内に法人開設届けを提出している法人等) ○空き家の所有者(前述の者と賃貸借契約等を締結する場合) 対象空き家 ○市内に存し、住居として建築した建築物で、生活の拠点として居住していた経緯と、5年以上住居その他の使用がなされていないことを確認でき、次のいずれかに該当するもの ・一戸建て住宅の空き家(集合住宅等を除く) ・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること)	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(上限額500万円)	—	—	令和6年4月1日から令和7年2月末までに完了報告書が提出できる者	予算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/18182.pdf	